

事業の概要

- 福祉事務所を設置する県又は市は、家計相談支援事業を任意で実施。家計相談支援事業は、家計表等を活用し、家計収支等に関する課題の評価・分析（アセスメント）し、相談者の状況に応じた支援プランを作成。

具体的な支援業務として、

- ①家計管理に関する支援（家計表等の作成支援、出納管理等の支援）
- ②滞納（家賃、税金、公共料金等）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ③債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）
- ④貸付のあっせん 等を行う。

支援の視点

相談者自身が課題が見えるようになる支援

- ①家計の状況の「見える化」と根本的な課題の把握

ともに目標を設定し、家計の再生に向けて歩き出す支援

- ②家計支援計画の作成と必要な支援の調整

相談者が自ら家計管理を続けていくことの支援

- ③家計の状況のモニタリングと出納管理の支援

一体的・総合的かつ継続的に実施し、相談者が自ら家計を管理できるようになることを支え、早期の生活の再生を支援

支援の具体的効果

自分の家計の状況に対する気づきと理解

家計を再生しようとする意識の高まり

具体的な家計の再生の方針や支援の見通しの作成

- ・相談者が自ら家計を管理できるようになる
- ・家計が安定化する

再び困窮状態になることの予防

就職活動の円滑化

税等の滞納の解消

効果的な貸付の実施

家計相談支援事業実施団体一覧

準備中